

○聖籠町環境基本条例

平成10年3月12日

条例第4号

目次

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 環境の保全に関する基本的施策(第8条—第21条)

第3章 環境の保全に関する施策の推進体制の整備(第22条・第23条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、豊かな緑と肥沃な土地の恵みを受け、町民の良好な生活基盤を築いてきた本町の環境の保全について基本理念を定め、町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生息環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、すべての町民が健康で文化的な生活を営むことのできる、良好な環境を確保し、将来の世代に引き継ぐことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全は、町の多様な生態系の健全性を維持し及び回復に努めるとともに人と自然との豊かな触れ合いを保つことにより、人と自然とが共生する潤いと安らぎのある町の構築を目指して、適切に行わなければならない。

3 環境の保全は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境への負荷の少ない循環型社会を構築することを目的として、町、事業者及び町民の積極的な取組と相互の協力によって行わなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める環境保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う公害その他の環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(町民の責務)

第6条 町民は、基本理念にのっとり、環境保全上の支障を防止するため、日常生活に伴う環境への負荷の低減及び環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境保全に関する施策に協力する義務を有する。

(年次報告)

第7条 町長は、毎年、町議会に環境の状況及び環境の保全に関しての実施状況について、年次報告書を作成し、提出しなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

(施策等の基本方針)

第8条 町は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり次に掲げる事項が確保されるように、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 大気、水、土壤その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 野生動植物の生息又は生育し配慮し、健全な生態系を保持するとともに、森林、農地、水辺地等を適正に保全し、人と自然との豊かな触れ合いを確保すること。

(3) 廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が徹底される社会を構築すること。

(環境基本計画の策定)

第9条 町長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な

計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、環境の保全についての目標及び施策の方向その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ町民の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、聖籠町環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 町長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(町の施策の策定等に当たっての環境配慮)

第10条 町は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに環境の保全について配慮しなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第11条 町は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 町は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3 第1項に定めるもののほか、町は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

(施設の整備等の推進)

第12条 町は、下水道、公園、緑地等環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備及び事業を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

(山林、緑地の保全等)

第13条 町は、町特有の平地林及び白砂青松の景観を形成している海岸林については、町民共通の財産であることを認識し、この豊かな自然が将来にわたって確保されるよう保全するとともに、緑化の推進、その他必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量等の促進等)

第14条 町は、廃棄物の減量及び適正処理、資源及びエネルギーの消費の抑制及び循環的な利用等が促進されることにより、環境への負荷の低減が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、施設の建設及び維持管理その他の事業実施に当たっては、廃棄物の減量及び適正処理、資源及びエネルギーの消費の抑制及び循環的利用等により、環境への負荷の低減に努めるものとする。

(調査研究及び監視等の実施)

第15条 町は、環境の保全に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、環境の保全に関する事項について、情報の収集、調査研究その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 町は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等の推進)

第16条 町は、事業者及び町民が環境保全に関する理解を深めるとともにこれに関する活動意欲を高めるようにするため、環境保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の支援)

第17条 町は、事業者、町民又はこれらのものが組織する民間団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第18条 町は、第16条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う良好な環境保全活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第19条 町は、町、事業者及び町民が地球環境保全に資するよう行動するための計画を定め、その普及及び啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

(財政上の措置等)

第20条 町は、環境の保全に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(環境保全に関する協力)

第21条 町は、環境保全に係る広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と連携のもと、互いに協力して推進するよう努めるものとする。

第3章 環境の保全に関する施策の推進体制の整備

(庁内の推進体制の整備)

第22条 町は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、関係部局相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

(町民等との連携体制の整備)

第23条 町は、町民、事業者及び民間団体等と協力して、環境の保全に関する施策を推進するため、連携体制を整備するよう努めるものとする。

附則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。